

認知症（予防）カフェの紹介

認知症（予防）カフェは、認知症やそのご家族が、いろいろな方と繋がることのできる居場所です。

■市内の認知症（予防）カフェ一覧（R8年3月時点）

名 称	開催日	開催時間	参加費 (1人あたり)	電話番号
認知症予防カフェどんちっち（須子町）	毎月第2土曜日	13:30～15:30	200円	25-7765
認知症予防カフェ ひゃこる（久城町）	毎週木曜日	10:00～12:00	200円	23-1585
認知症予防カフェ ひぐらし苑（波田町）	年4回（春・夏・秋・冬）	9:30～11:30	200円	26-0044
おしゃべりカフェ あんず（美都町仙道）	毎月第3土曜日	10:00～13:00	100円～300円	52-7171
じんごうカフェ（美都町宇津川）	月曜日～金曜日	9:00～15:00	100円	52-2552
ことめちゃんカフェ（高津四丁目）	毎月第1土曜日 （変更あり）	13:30～	100円	23-1660
オレンジカフェ（乙吉町）		10:00～11:30	300円	31-0245 (市高齢者福祉課)
認知症カフェ春風（下本郷町） ※休止中	毎月第3土曜日	9:30～11:30	200円	22-6262
認知症予防カフェ ひまわりの庭（幸町） ※休止中	毎月第1土曜日	10:00～12:00	200円	090-2388-8873
オレンジカフェまほろば（高津1丁目） ※休止中	毎月第2日曜日（変更あり）	13:30～15:30	200円	25-7480

認知症相談会「おしゃべりカフェ」の紹介

家族の物忘れが進んできていて困っている、家族の認知症の症状が理解できない・・・など、なかなか周りには話せない心の中のモヤモヤを、声に出してスッキリしませんか。

開催日時：令和8年4月30日（木）13：30～15：30

場 所：キヌヤショッピングセンター2階 催事場

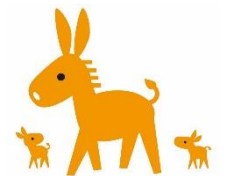
対 象：どなたでも

申 込：不 要

★開催日時でご都合のいい時間に、自由に来て、話して帰ってください

★当日は、認知症の人と家族の会 島根県支部益田地区会の会員がスタッフとして対応します

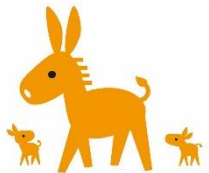
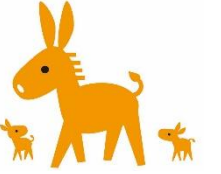
令和8年度も、
毎月1回開催
予定です。



【問い合わせ先】

認知症の人と家族の会 島根県支部益田地区会(TEL 52-2552)
益田市高齢者福祉課(TEL 31-0245)

認知症相談会「おしゃべりカフェ」の様子



本人ミーティング「みそしるの会」の紹介

“みそしる”には、ご家庭それぞれの味があるように、自分の持ち味を活かしながら楽しく暮らせるヒントをもらえる会です。

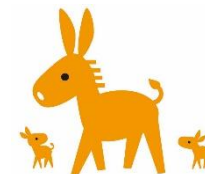
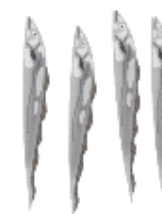
あたたかい“みそしる”を飲んだときのように、ホッと落ち着く空間です。

開催日時：令和8年3月26日（木）13：30～15：00

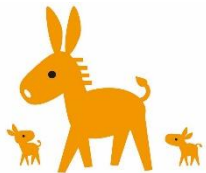
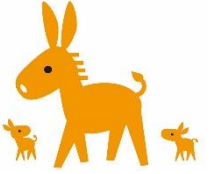
場 所：まうまうカフェ（さんさん牧場内）

**対 象：認知症と診断された人、物忘れを感じている人
その家族**

申 込：不 要



本人ミーティング「みそしるの会」の紹介



高齢者の補聴器の 購入費を助成します



聴力機能の低下によって日常生活に不便が生じている高齢者の方を対象に、円滑なコミュニケーションが維持できるよう、補聴器の購入費用を一部助成します。

対象者

下記の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有する65歳以上の方
- (2) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- (3) 両耳聴力レベルの平均が40dB以上70dB未満の方
医師の意見書が必要になります。
- (4) 益田市介護保険料第1段階～第5段階までの方



中等度難聴（およそ40dB～70dB）とは？

通常の会話は60dBとされており、中等度難聴は「できるだけ近くで話をしてもらわないと聞こえない」、「テレビや電話の呼び出し音が聞こえない」など、日常生活で支障が生じる聴力レベルだと言われています。

助成額

補聴器本体(イヤーマールド含む)購入費用として、**25,000円**

- * 1人(1台)1回限り
- * 購入費用は25,000円以上のものとする
- * 修理費等及び交付決定前に購入したものは対象外
- * 市内の補聴器取扱業者は裏面参照

【問い合わせ先】

益田市 福祉環境部高齢者福祉課 地域包括推進係
〒698-8650 益田市常盤町1番1号
TEL：0856-31-0245 FAX：0856-24-0181

申請の流れ
は裏面へ

手続きの流れ

1

申請書を作成する

対象要件を確認し、申請書を作成してください。

申請書設置場所：市高齢者福祉課、美都地域総務課、匹見地域総務課、市内の耳鼻咽喉科、市内の補聴器取扱業者、市ホームページ

2

耳鼻咽喉科を受診する

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められたら、申請書の「医師の意見欄」の作成を依頼してください。

※受診や意見書作成に係る費用は自己負担となります。

3

申請書を提出する

申請書に必要事項を記入の上、高齢者福祉課へ提出してください。

4

市から決定通知書を送付する

市は申請内容を確認し、助成決定者には決定通知書をお送りします。

5

補聴器を購入する

補聴器取扱業者へ決定通知書を持参し、補聴器の購入費用から助成額25,000円を差し引いた額を支払い、補聴器を購入してください。

購入時に市指定の請求書を記入してください。

【市内の補聴器取扱業者】

業者名	住所	電話番号 / F A X
サロン・ド能地	乙吉町イ102番地1	22-8522 / 22-5193
スマイル補聴器	高津 5 丁目16番 1 号	25-7633 / 25-7634
田城時計店	駅前町11番22号	22-3020 / 22-3078
ニッタ ゆめタウン益田店	高津 7 丁目21番12号	23-7891 / 23-7892
メガネ・補聴器 日の丸	あけぼの西町8番地11	22-0683 / 22-0683
眼鏡市場 益田店	高津 7 丁目5番34号	22-0277 / 22-0277
めがね高島屋	乙吉町イ336番地5	23-0041 / 25-7366

令和6年度の状況

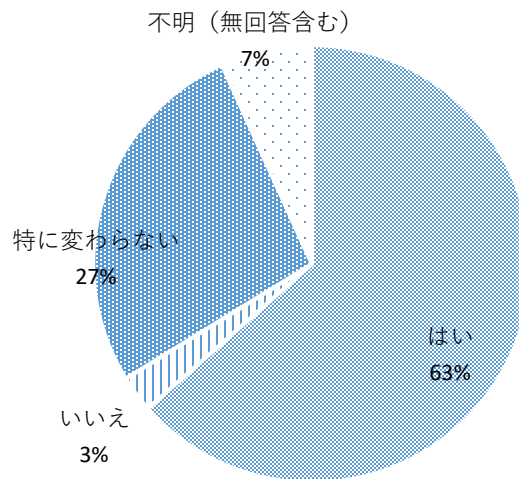
令和6年度助成件数：78件

<補聴器使用后アンケート結果 一部抜粋>

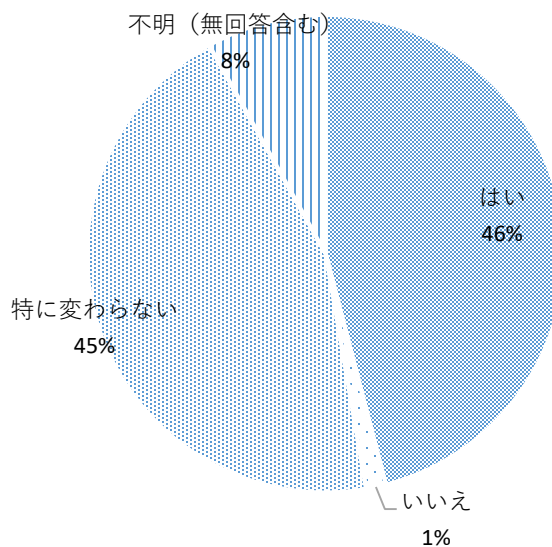
購入から半年経過した時期に、アンケート調査を実施

送付者数：78名 → うち回答者数：74人（郵送回答：62人、電話：12人）

家族や友人との会話がしやすくなった、
会話することが増えましたか。



外出の頻度が増えるなど、安心して生活が
できるようになった。



認知症になっても、あんしんおでかけ支援

GPS機器^{*}の購入費またはレンタル費用を助成します

認知症の方が安心して出かけることができ、また認知症の方を介護しているご家族の精神的負担の軽減が図れるよう、GPS機器の購入費またはレンタルに係る費用の一部を助成します。

助成対象者

下記の要件（1）～（3）をすべて満たす方

- （1）市内に住所を有する40歳以上の方で、認知症または認知症の疑いがある方
- （2）施設等へ入所しておらず、在宅で生活している方
- （3）機器の充電等、ご家族の協力が得られる方



助成額

上限 **10,000円**（消費税込）

GPS機器および付属品の購入費用またはレンタル費用に係る初期費用

* 助成対象者1人につき1回限り

* 駆けつけ対応を行なっている業者（下記の助成対象業者）からのGPS機器の購入またはレンタルが対象

* 交付決定前に購入またはレンタルしたものは対象外

■補助対象経費

購入	レンタル
GPS機器本体、専用充電器の購入費	GPS機器本体、専用充電器の賃借料（開始月分のみ）
利用を開始する際に要する手数料（初期登録費用）	

■助成対象業者（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第6項に規定する機械警備業を営む警備会社）

ALSOK山陰（株）	セコム山陰（株）
益田市中吉田町1085番地7 TEL(0856)22-5443	益田市乙吉町イ96番地5 TEL(0856)23-4724

※GPS機器…GPS（人工衛星を利用して位置を測定する仕組み）位置情報システムにより位置情報を確認することができる機能を有する機器

申請方法は裏面へ➡

手続きの流れ

1

申請書を作成する

申請書設置場所：市高齢者福祉課、市公式ウェブサイト

2

助成対象業者に相談し、見積もりをもらう

助成対象業者は、本チラシ表面をご覧ください。

3

申請書を提出する

申請書に必要事項を記入の上、市高齢者福祉課へ持参し提出してください。
※下記「申請時に必要なもの」をご確認ください。

4

市から決定通知書を送付する

市は申請内容を確認し、助成決定者には決定通知書をお送りします。



5

GPS機器を購入またはレンタルする

助成対象業者へ決定通知書を持参し、購入費用またはレンタル費用から助成額10,000円を差し引いた額を支払ってください。
購入時またはレンタル時に市指定の請求書を記入してください。

* GPS機器の取り扱い等に関しては、業者で直接説明を受けてください。

申請時に必要なもの

- 申請書
- 見積り書
- 利用者基本情報
- GPS機器を利用される方の写真（上半身・全身）

* 申請内容や利用者基本情報、利用される方の写真等の個人情報は、GPS機器を利用される方の早期発見と、事故を未然に防ぐために、益田警察署へ情報提供します。ご理解ください。

問い合わせ先

益田市 福祉環境部高齢者福祉課 地域包括推進係
〒698-8650 益田市常盤町1番1号
TEL：0856-31-0245 FAX：0856-24-0181

今からやってみたいこと、今できていることを続けるために、・・・

短期集中予防サービス

(通所型サービス C・訪問型サービス C)


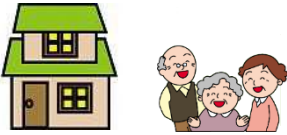
最近、思い当たることはありませんか？

- * 退院したばかりで、一時的に体力や気力が落ちているように感じる
- * 身の回りのことをする、外出することがおっくうになってきた
- * 地域の活動に参加したいけど、自信がない

短期集中予防サービスとは？

■サービスの内容

概ね3か月間の短期間で集中的に、運動器（生活）機能が改善・向上するための運動プログラムを実施します。みなさんが、これからやってみたいことができるため、今できていることを続けるために、リハビリ専門職などが、みなさんの身体機能、痛み・心理面、生活面を確認しながら運動プログラムを実施します。

	①通所型サービス C	②訪問型サービス C
場 所	事業所 	自宅 
期間・回数	概ね3か月間 週1回（全12回）	概ね3か月間 週1～2回（全12～24回）
時 間	1回あたり60～120分	1回あたり40～60分
利用料 (自己負担)	1回あたり300円 ※ 別途送迎代等が必要な場合あり	1回あたり300円

■サービス提供事業所（委託先）一覧

令和6年3月現在

	通所型サービス C		訪問型サービス C
場所	太陽フィットネスクラブ石見 益田市駅前町 37-13	あすトレ益田 益田市乙吉町イ 332-19	益田地域医療センター医師会病院 益田市遠田町 1917-2
特徴	楽しくしっかり身体を動かしたい方へ	個別にゆっくり身体を動かしたい方へ（痛みに対応）	外出に自信がなく、まずは家で取り組みたい方へ
対応職種	健康運動指導士	理学療法士	理学療法士または作業療法士
TEL	23-5581	090-3633-8203	22-3611

■サービスを利用できる方

下記の全てに当てはまり、ケアマネジメントの結果、サービスの利用の必要がある方

- 要支援1、要支援2の認定を受けた方 または 事業対象者
- サービスの利用により、運動器（生活）機能の向上が見込まれる方
- 訪問型を希望の場合、介護予防訪問リハビリテーションを受けていない方
- 通所型を希望の場合、介護予防通所リハビリテーションを受けていない方

■サービスご利用の流れ

①相談・アセスメント



地域包括支援センター（またはケアマネジャー）と一緒に、本人の希望や困りごとを確認し、サービスの必要性を話し合います。

②サービス提供事業所への相談



地域包括支援センター（またはケアマネジャー）からサービス提供事業所へ、①で話したことを伝え、受け入れ状況を確認してもらいます。

③ケアプラン作成



本人の困りごとが解決し、自分らしい生活を続けていくためにケアプランを作成します。目標を立て、目標達成に向けてみなさんが取り組むことや、サービスで支援する内容など記載します。

④サービス担当者会議



本人・家族のほか、支援に関わるみなさんが集まり、ケアプランの目標や支援の内容などを確認・共有します。

⑤短期集中予防サービスの利用開始



概ね3か月間、目標達成に向けてご自身に合った生活機能向上のための運動プログラムを実施します。

⑥ふり返り

サービス開始から1か月後、2か月後



定期的に取り組みの効果、目標達成度を確認します。

⑦サービス終了（卒業）

サービス開始から3か月後



家事や趣味の再開、地域の活動に参加するなど、みなさんの今までどおりの生活に戻ります。サービスで習ったことで、続けられることがあれば継続して実施していきましょう。

【1】事業内容

概要	<p>令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑な避難支援実施のため個別避難計画の作成に取り組む。</p> <p>益田市では令和5年度より計画作成を開始した。</p>
計画作成対象者	<p>次の(1)～(5)に該当する方（益田市地域防災計画の「避難行動要支援者」）</p> <p>(1) ねたきり、認知症等要介護認定3～5を受けているもの</p> <p>(2) 身体障害者手帳1級～2級を所持する者</p> <p>(3) 知的障がい者でA判定の療育手帳を所持する者</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>(5) 自主申請者</p> <p>※自宅にお住まいの方が対象です。施設入所(サ高住,有料老人ホーム等)や長期入院の方は除きます。</p>
作成方法	<p>居宅介護支援事業所、(看護)小規模多機能居宅介護支援事業所に作成を委託し実施予定。</p>

【2】 計画作成の流れ

①対象者の 確認・選定	計画作成対象者（要介護3～5の認定を受けられた方）を選定します。 ※市から随時対象者の通知は行いませんので、各事業所様でご確認をお願いします。
②本人または 家族へ作成の 同意確認	個別避難計画の作成は、本人または家族の同意が必要になります。 本人説明用チラシ、防災パンフレットを活用し、個別避難計画の趣旨や必要性について説明したうえで、個別避難計画作成の同意確認を行ってください。 ○同意が得られた場合…作成に進む ○同意が得られなかった場合…作成はせず、今後必要時に作成する
③作成開始	益田市作成の手引きを参考に、市指定の個別避難計画様式にて計画を作成をします。 ハザード状況や避難方法等は本人や家族と確認しながら作成を進めてください。 災害発生時、必要に応じて関係機関等へ計画の内容を情報提供する場合があります。 情報提供に同意する場合は、計画裏面の同意欄に本人または家族に署名をお願いします。
④計画の共有	作成した計画は、副本を作成し本人や家族、避難支援者等と共有をしておきます。
⑤計画の 提出・請求	計画作成後、原本と完了届、請求書を高齢者福祉課へ提出してください。 請求のあった口座へ、市から委託料をお支払いします。 （提出していただいた計画は、益田市において厳重に管理します。）

【3】各事業所への委託について

委託料	新規作成1件 7,000円（税込）
委託先	居宅介護支援事業所 (看護)小規模多機能居宅介護支援事業所
契約について	委託期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日です。 令和8年度の委託契約について意向調査を実施予定です。（別途） 現在、事業を受託していただいている事業所様も回答をお願いいたします。

益田市役所高齢者福祉課 高齢者福祉係
〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号
TEL : (0856) 31-0235 FAX : (0856) 24-0181